

令和元年度 法人本部事業報告

はじめに

令和元年度は、8月にカーサマリモの経済的虐待（利用者の金銭の横領）が発覚し、所長一人で対外的な事務をほとんどこなし、情報共有されてこなかった組織運営の欠如が露見し、9月には小金井市障害者福祉センターで、条例の定める金額より多い給食費を徴収していた、過徴収が発覚し、根拠に基づく運営の欠如が露見した年でありました。

この二つの事案は、まりも会全体の事業運営の在り方を問うものとして、私たちは捉えなければならないと考えております。

施設の閉じられた習慣的な業務のなかで、自分たちの支援のあり方を検証することなく自己完結し、いつしか契約主体である利用者のことを亡失し、職員本位になってはいないか。

職員個人に依拠し、情報共有せず支援を提供し、問題の発覚まで検証しないという組織運営の欠如。感情的な支援、感情的な運営が行われてはいないか、利用者主体の支援が行われているか、地域社会や制度との関係で支援のあり方を検証しているか等々いくつかの問題点や改善点があります。これらの視点から、各施設の長を中心に日常の運営を自覚的に検証すると共に、法人本部として各施設の組織運営の進行を管理することが最重要の課題と認識した年でした。

下半期からは執行体制を強化するために事務局会議を定例化し、各施設の進行管理、情報共有、経営会議の議題確認等を行うこととし、事務局、経営会議、各施設の連携の強化を図りました。

事業計画にあった、専門家を交えた財政基盤確立委員会立ち上げによる、財政健全化中期計画の作成や地域ニーズを把握し、地域連携事業の実行計画の作成の取り組みは行うことができませんでした。今後は、各施設の事業運営の実態の分析から着手する必要があると考えています。

1月からは、各施設ごとに新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、通所系事業の自粛要請、短期入所の中止、配食サービスの中止、面会の中止、外出の自粛、3密を避けるために行事の中止や見直し、職員の通勤手段の変更等を各施設の事業の実情に合わせて実施しました。

【職務の執行状況】

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて」1の（4）（令和2年3月9日事務連絡：厚生労働省）により、本理事会で職務の執行状況を下記のとおり報告します。

1 理事会・評議員会・経営会議・施設長会議等の開催状況

(1) 理事会・評議員会の開催状況と主な議題

第1回	01.5.28	理事6名 監事2名	①コンプライアンス規程等の改正、②小金井障害者センターの就業規則の改正 ③カーサマリモ重要事項説明書の改正、④のびろ作業所の事業譲渡、評議員の召集、⑤事業報告及び決算報告、⑥理事及び監事の報酬総額、⑦理事及び監事の推薦
第2回	01.6.23	理事5名 監事2名	①理事長及び業務執行理事の選任
第3回	01.7.30	理事6名	①今後の法人運営について、就業規則の改正（全5施設）

		監事 2 名	②給与規程の改正（小金井障害者センター）
第 4 回	01. 8. 22	理事 5 名 監事 2 名	①カーサマリモでの利用者の金銭横領問題について
第 5 回	01. 10. 3	理事 5 名 監事 2 名	① 法人及び各施設の事業・収支報告について ②法人及び各施設の事業計画の進捗状況について ③評議員会の招集について
第 6 回	01. 12. 5	理事 6 名 監事 2 名	①のびろ作業所事業譲渡による定款変更の件 ②のびろ作業所の施設整備積立金取崩しの件 ③小金井障害者福祉センター給食費の過徴収分の返還について ④補正予算の件（本部・清瀬療護園・くるめ園・まりも園・小金井障害者福祉センター・のびろ作業所） ⑤評議員会追加議題の件（のびろ作業所事業譲渡による定款変更）
第 7 回	02. 3. 27	感染対策 のため書 面決議	①令和 2 年度事業計画・予算 ②経営規程の一部改正 ③運営規程・重要事項説明書の改正

(2) 評議員会の開催状況と主な議題

第 1 回	01. 4. 21	評議員 8 名	①のびろ作業所の事業譲渡の件 ②事業計画・当初予算
定時	01. 6. 23	評議員 9 名	①事業報告及び決算 ②理事・監事の報酬総額の件 ③理事の選任の件 ④のびろ作業所の事業譲渡の件
第 3 回	01. 12. 15	評議員 8 名	①のびろ作業所の事業譲渡の件 ②上半期事業報告

(3) 経営会議の開催状況と主な議題

第 1 回	01. 4. 9	①研修について ②自己研鑽支援について ③ホームページの更新 ④職種別交流会について ⑤月次報告の様式変更について ⑦事業計画重点事項の実施計画の作成について ⑧事業報告について ⑨コンプライアンス推進規程等の改正について ⑩内部監査について
第 2 回	01. 5. 6	①自己研鑽支援について ②月次報告の様式について ③内部監査の改善の取組みについて ④コンプライアンス関連規程の改正について ⑤常勤的非常勤職員制度の見直しについて
第 3 回	01. 6. 11	①組織運営の確立について ②財政基盤の確立について ③リスク予防について ④小金井センター指定管理継続について ⑤重点事項の実行計画について
第 4 回	01. 7. 3	①業務執行理事の役割及び事務局体制について ②月次報告の様式について ③訪問介護事業所プロジェクトについて ④特定殊遇加算金について ⑤財政健全化委員会、小金井センタープロジェクトの進め方
第 5 回	01. 8. 27	①月次報告の意見交換 ②事業計画の進捗状況について ③働き方改革（同一労働同一賃金）について ④兼業・最賃制について
第 6 回	01. 9. 17	①月次報告の意見交換 ②事業計画の進捗状況について ③働き方改

		革等の確認及び進め方 ④各施設の金銭管理について
第7回	01.10.24	①同一労働同一賃金 ②定年延長について ③内部監査の実施について ④業者選定会議の開催 ⑤各施設月次報告
第8回	01.11.21	①専門性向上に関する助成要綱の改正 ②定年延長について ③中長期計画について ④各施設月次報告
第9回	01.12.19	①東京都指導検査報告 ②カーサマリモ横領事件を受けて改善計画の実施について ③同一労働同一賃金・定年制の延長について ④他施設への主要会議への管理監督職の参加 ⑤社労士・税理士との顧問契約について ⑥各施設月次報告
第10回	02.1.23	①ポイント還元周知状況 ②経済的虐待改善計画のリーフレットの掲示状況の確認 ③社労士との顧問契約について ④流用起案の事前承認について ⑤法人内部監査の実施状況 ⑥業者選定会議の日程 ⑦各施設主要会議への傍聴参加状況及び感想 ⑧法人権利擁護・虐待防止研修について ⑨法人パンフレットの更新について ⑩評議員への月次報告の送付について ⑪職員からの苦情相談について ⑫同一労働同一賃金・定年延長について ⑬各施設月次報告
第11回	02.2.20	①経済的虐待に関する改善計画 ②内部監査について ③女性活躍推進法による一般事業主行動計画について ④次年度事業計画予算について ⑤国家資格受験講座について ⑥外国人技能実習生について ⑦各施設月次報告
第12回	02.3.24	新型コロナウイルス感染対策のため中止

(4) 施設長会議の開催状況と主な議題

第1回	01.4.23	施設内研修会の相互参加、看護業務の標準化、職種別交流会の開催等
第2回	01.5.28	福祉・介護職員等特定処遇改善加算の運用方法
第3回	01.6.26	リフトインストラクターの育成、事故分類の統一
第4回	01.7.23	振替休日の扱い並びに法定休日の割増賃金・同一労働同一賃金に関する意見交換
第5回	01.9.24	働き方改革・兼業、副業について・看護師、准看護師のガイドライン
第6回	01.10.29	上半期事業報告について、重大事故に伴う実態調査について、同一労働同一賃金について
第7回	01.12.24	施設主要会議への傍聴について、同一労働・同一賃金について、定年制延長について
第8回	01.12.24	施設主要会議への傍聴について、同一労働・同一賃金について、定年制園長について
第9回	02.1.28	同一労働・同一賃金について、定年制延長について、第三者評価職員アンケートについて、
第10回	02.2.25	同一労働・同一賃金について、定年延長について、新型コロナ関連について
第11回	02.3.31	緊急施設長会議 新型コロナウイルス感染対策について

(4) 経理担当者会議

前年度会計内部監査の改善指摘を受け、勘定科目の統一、様式の統一、事務処理手順等経理担当者間で情報共有の場を持ち、共通化を図るために今年度から担当者会議を必要に応じて持つこととした。

第1回	01.6.27	①勘定科目の統一 ②H30年度内部監査の改善状況
第2回	01.7.25	①物品購入申請書統一に向けて ②よりもビル共有費用の勘定科目について
第3回	01.8.22	①仮払いの申請書を含む処理手順について ②物品購入申請書（前回の続き）③給与振込手数料について
第4回	01.9.26	①予算のたて方 ②従事者共済会電子申請について ③内部監査について ④財務諸表の保管場所

2 人材育成

(1) 法人研修の実施状況

【新人研修】

- 6月14日 参加者 7名

①法人の歴史と背景 ②法人の理念と方針 ③職場作りと仕事作り

- 9月13日 参加者 9名

①法人の理念と歴史背景 ②職場作りと仕事作り

【基礎研修】

- 6月28日 参加者 7名

①法人の歴史と背景 ②職場作りと仕事作り ③各施設の関連福祉法の概要と関連

【虐待防止研修】

- 2月21日 *虐待事案の背景と組織的課題 管理監督者対象

- 2月28日 *虐待事案の背景と組織的課題 幹部職員対象

※清瀬療護園で職員が肺炎と診断され、新型コロナ対策に準じた対応をとったため無期延期となる。

【同一労働同一賃金研修】

- 12月3日 *社労士を迎え勉強会を開催 管理監督者対象

(2) 専門性向上と資格取得支援

- 介護福祉士合格者 4名（清瀬療護園2名 くるめ園2名）

3 経済的虐待に関する改善計画

令和元年8月6日、カーサマリモ（GH）の利用者から前所長が計14回に渡って合計約75万円の現金を引き出していたことが発覚した。

ご利用者、ご家族に謝罪するとともに、実施機関及び東京都に報告を行う。被害額が3月31日付けで退職をしていた当該職員から不明金も含めて速やかに返済されたこと。又、当該職員には入所受入れでお世話になり感謝する気持ちもあり、被害届は出さないと示談書も提出されたことから刑事告訴はしないこととした。情報共有せず、個人依拠する組織運営のずさんさが露呈した。金銭の管理方法、情報共有の仕組みの構築など組織改革を行った。

また、今回の経済的虐待について、多摩市の虐待防止センターに虐待改善計画を提出、東

京都から改善計画の実施状況（1月～3月）について報告を求められ、各施設で改善計画及び研修・セルフチェック等の実施計画を作成、3月までの実施状況を記録し東京都に提出することになっている。

4 小金井市障害福祉センター給食費の過徴収分の返金について

令和元年8月22日付の東京都の調査「区市町村における独自軽減等の取組状況調査の実施について」の調査をしたところ、給食について、実際の運用がその根拠となる例規の額よりも、平成27年10月から多く徴収していたことが判明した。

消費税が5%から8%になったことによる値上げだが、条例を意識せずに値上げしたことによるもので、市と協議の結果、過徴収分については返還することとなった。

市と事実関係等の確認及び返還方法について協議を行った結果、当時の値上げに至る経緯を示す、市と小金井市障害者福祉センターの文書類が無く、事実関係を確認することができないこと、指定管理料からの支出根拠がないこと、指定管理であることを意識せず、利用契約も変えずに過徴収していたことについては法人に管理責任があることから、法人として過徴収分を返還することとした。

過徴収分は4,040,300円で、2月28日、返還対象利用者125名中121名に対して合計4,030,500円の返還を終える。残り4名（合計金額9,800円）については確認中です。

過徴収金の返還についてはご利用者とその家族及び配食先の事業所に向けて説明会を開催、文書による説明を行ったが、この件についての苦情は特段なかったことを申し添えています。

5 外国人技能実習生

外国人技能実習生については、1月20日に入国し管理団体（広島）で日本語、介護（座学）研修を実施、3月2日に清瀬療護園に採用となった。

6 のびろ作業所の事業譲渡

令和2年1月1日に事業譲渡を行った。基本財産の減少の定款変更申請を東京都に提出、2月21日、定款の一部変更が認可された。

のびろ作業所事業譲渡に伴う本部繰入金 41,614,133円

のびろ作業所施設会計		本部会計	
経理区分間繰入金支出	41,614,133	経理区分間繰入金収入	41,614,133

7 法人内部監査

以下の日程で平成31年度法人内部監査を実施した。

被監査施設	監査施設	実施日
小金井障害者福祉センター	清瀬療護園	令和元年12月9日
まりも園	小金井障害者福祉センター	令和元年12月18日
清瀬療護園	まりも園	令和元年12月20日
くるめ園	清瀬療護園	令和2年1月30日

8 新型コロナウイルス感染対策関連

① 清瀬療護園介護職員の肺炎発症による対応

2月23日職員1名が発熱の症状があり退社した。25日まで症状が軽い(微熱・咳)ため自宅療養し、念のため26日に病院へ受診したところ肺炎の診断が下る。重症でないためコロナウイルス検査は受けられず、自宅療養となった(2月29日には症状なく医師より通院指示も解除となった)。コロナウイルスによる肺炎か不明のため施設では感染対策委員会を開催し医師の判断のもと新型コロナウイルス対策に準じた対策をすとして、以下の対策を講じた。

- ・当該職員と濃厚接触した職員7名の自宅待機
- ・検温、マスク、換気、アルコール消毒等の徹底
- ・ご家族の面会及びボランティアの受け入れの中止
- ・ご利用者の不要不急な外出制限
- ・ご利用者、職員が集まって実施する企画・活動の制限 等々

尚、情報開示について東京都と相談したうえでご利用者・ご家族等に正確な情報を速やかに開示した。情報の開示により、通所者約10名が通所自粛となる。

② 感染対策の指針

生活を維持・継続するのに必要な事業は感染予防を強化しながら事業を継続するとされております。社会福祉事業は利用者、家族の生活を維持・継続するのに必要な事業でこれに当たります。

まりも会の行っている事業は、入所、通所、高齢、障害、救護と多岐にわたること、就業規則が統一されていないこと、施設設備の違いなどから、全ての事業所について同じ基準で対策を取ることは困難であります。共通化できることについては、統一した対応をするために感染対策のための指針を下記のとおり、作成しました。

感染拡大防止対策上の指針

1、事業運営

- ① 感染予防対策を強化し、事業の継続することを基本とする。
- ② 通所系事業は、自粛要請を行いながら、事業の継続を図る。
- ③ 居宅介護事業、相談事業等は訪問をなるべく避け、電話対応で行う。
- ④ 二次感染を防ぐために感染対策上の情報共有の徹底化を図る。

2、利用者

- ① 入所系事業は外出自粛する。
- ② 通所系事業は通所前の検温実施
- ③ バイタル等、健康管理の徹底
- ④ 集団で集まる場所については、机の間隔、対面での食事などを避けるなどの工夫をする。

3、家族

- ① 面会の自粛要請
- ② やむを得ず、面会する場合は検温・手指消毒等を徹底し、テレビ電話・場所を限定・するなどの工夫をする。
- ③ 面会者の来園記録をとる。

4、外来者（業者）

- ① 検温・手指消毒等を徹底し、場所を限定するなどの工夫をする。
- ② 外来者の来園記録をとる。

5、職員

- ① 出勤前検温の実施、1ワーク1手洗いの徹底、マスク着用の徹底
- ② 電車通勤を控え、可能な限り他の交通手段を活用する。
- ③ 事業継続の部署間連携を図ったうえで、事業継続に支障がなければテレワークを検討する。その場合、電車通勤者を優先するなど基準を明確にすること。

【就業上の取り扱い】

- ① 新型コロナウイルス感染予防として、施設が職員に自宅待機を指示した場合は特別有給休暇とする。それ以外は各施設の就業規則によるものとする。
- ② 体調不良により、就労できない場合は、各施設の就業規則によるものとする。ただし、回復後、施設が待機指示をした場合は特別有給休暇とする。
- ③ 学校・保育園の休校・休園で、職員の就労が困難な場合は特別有給休暇とする。
- ④ 職員の自己判断による通園・出勤自粛は、各施設の就業規則（有給休暇）によるものとする。

6、施設設備

- ① 手摺・ドアノブ等、職員や利用者が触れる共有個所などの消毒を徹底する。
- ② 換気を必要に応じて行う。

7、施設間協力

- ① 感染対策に必要なマスク・消毒液等の消耗品については、各施設在庫管理を徹底する。不足が生じた場合は、在庫に余裕がある施設が物品の供給支援を行う。